第10回世田谷区農業委員会総会

日:令和3年5月31日(月)

場所:区役所第二庁舎第5委員会室

第10回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和3年5月31日(月)午後3時から

開催場所:区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 髙橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀

雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井

誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本

のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員:なし

出席の職員:事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、

主事 関智秋、

会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
- (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- ・農地法第3条について 【該当なし】
- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
- ・農地法第4条について
- ・農地法第5条について
- (3) 第3号議案 その他の事項について
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- ・農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について
- 5. 協議事項
- (1)農業委員辞職の承認について
- (2) 令和3年7月の総会日程(案) について
- (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
- 6. 報告事項
- (1) ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催について
- (2) 都内産農産物等の放射能検査結果について
- 7. その他
- 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第10回世田谷区農業 委員会総会を開催いたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。 宍戸会長、よろしくお願い いたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

では、本日、審議事項が15件、そして協議事項、報告事項、その他を含めまして6件ございますので、すみませんが、よろしくお願い申し上げます。では、進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日、全員出席となっておりますので、総会が成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、菅沼つとむ委員、志村秀典委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、農地法第5条が4件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法に基づく転用届出についてご説明申し上げます。

まず、農地法第4条についてですが、農地を住宅等にする場合等は、この4条の手続が 必要となります。また、第5条につきましては、農地を農地以外のものにする場合、かつ、 所有者の変更がある場合は5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の 許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出 を行えば許可は要しないということになっております。

この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-1に移らせていただきます。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。こちらも全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-2に移らせていただきます。第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-3に移らせていただきます。第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-4に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ご説明させていただきましたが、この件についてご質問等がありましたら、 お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件ございます。

それではまず、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3をご覧下さい。こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従 事者についての証明願についてです。

その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか、農業に従事することが不可能になった場合となる訳ですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員さんが農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.3をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従 事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○宮川委員 報告をいたします。

5月14日、事務局2名とともに申請者である○○さんにお会いし、調査をいたしました。 (調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。 証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、申請を承認することにいたします。 次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○加々美委員 それでは、報告いたします。

5月18日火曜日、申請人本人である○○様立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認めまして、申請を承認することにいた します。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- 宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○大塚委員 報告いたします。

5月14日、申請人であります○○さん立会いの下に、事務局2名とともに調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目ですが、3件目と4件目は被相続人が同一であり、相続人が同世帯であるという関連性があるため、事務局からの説明は2件続けて行ってもらいます。では、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続けます。お手元の資料No. 4-4をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- 宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いい たします。
- ○加々美委員 それでは、5月18日火曜日、申請人である○○様、○○様立会いの下、事務局2名とともに調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

これら2件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、1つ目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございました。 2件目も賛成多数と認め、証明書を発行すること にいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-5をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○鈴木委員 5月13日に、○○さん立会いの下、調査員2名と調査をしてまいりました。(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたしま

す。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-6をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○苅部委員 5月18日、事務局2名と申請者の○○さん立会いの下、現地で調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-7をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○石井(勝)委員 5月14日金曜日、申請者である○○さん立会いの下、事務局2名とと もに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会の定める面積等についてを上程 いたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、少し長い説明となります。お手元の資料No.5をご覧下さい。第3号 議案農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について、ご審議をお願いするところでございます。

これは3条の申請があった際に、その要件に下限面積がありますが、その面積を検討するもので、毎年この時期に農業委員の皆様にご審議をいただいている案件でございます。 年1回の審議、かつ、今回、委員の皆様にとっては初めての審議ということもございますので、お時間を頂戴して説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ、1の主旨についてですが、これは、農地法第3条第2項第5号に規定する農林水産省令で定める基準に従い、当委員会、世田谷区が30aに設定した下限面積等を修正するかについて審議を求めるところでございます。農地法第3条につきましては、同じ資料の5ページに条文を載せてございます。5ページをご覧下さい。この農地法第3条第1項において、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合に農業委員会の許可が必要であるということが述べられています。次に、第3条第2項においては、許可できない要件について定められております。同じく第2項第5号に下限面積について定められております。

1ページにお戻り下さい。今回審議を求める理由につきましては、2に記載しております。読ませていただきます。2、審議を求める理由、平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内または一部について、

これらの面積(北海道では2ha、都府県では50a)の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときにはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として制定できることとなり、当委員会では、平成24年5月31日開催の総会において別段の面積を世田谷区全域で30aとすることと定め、平成24年6月7日に公示した。このことについては、「農業委員会の適正な事務実施について」、これは農林水産省の通知なのですが、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされているため、今回も審議を求めるものである。これが、今回、下限面積について審議する理由となります。

続きまして、1ページの3、審議する内容といたしましては、(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。現行の下限面積は、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一と認められる地域を世田谷区全域として、2010年農林業センサスデータを基に、世田谷区全域の農家の41.4%が30 a 未満の経営耕地面積となっていることから設定したものであり、今回、それを修正する基準面積に変更はないかどうか、また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、いわゆる農地パトロールの結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況にあるが、当該設定区域における農地の保有、利用の現状、将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積は幾つかという部分で、①現在は世田谷区全域となっている区域を修正する必要性があるか、②現在は30 a としている下限面積を修正する必要性があるかという部分についてご審議をいただいて結論づけるものということで進めさせていただくところでございます。

続きまして、2ページをご覧下さい。4の設定できる別段の面積の範囲について説明をさせていただきます。農地法施行規則第17条第1項の条文により、自然条件から見て概ね同一と認められる地域で、面積の単位はa(アール)で10a以上、その地域で設定しようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、農地を耕作の事業に供している者の総数の概ね100分の40を下らないように算定することとなっております。

なお、この件につきまして補足説明させていただきますと、農林水産省の通知の中では、 下限面積については10 a 以上の整数倍であること、また、平均規模は特に小さい地域においては10 a 未満に設定することも可能としており、新規就農者の参入やUターン、Iターン者の定住の促進を図っている自治体もございます。

続きまして、5の世田谷区で設定できる別段の面積について説明させていただきます。

7ページに表を載せてございます。併せてご覧いただければと思います。令和2年の農林業センサスデータによりますと、世田谷区の農業経営体戸数は187戸で、その40%は74.8になります。75戸以上になれば40%を下回らないということになります。7ページの上の表をご覧下さい。その中で10 a 未満が6戸、20 a 未満を含めると延べ59戸、30 a 未満も含めると延べ102戸になります。30 a 未満が設定できる面積となります。また、参考資料となりますが、(2)農家基本調査データは、8ページに表を載せてございます。直近の調査、令和2年8月の世田谷区農家基本調査データによりますと、世田谷区の農家戸数は308戸で、その40%は123.2になりますので、124戸以上になれば40%を下回らないということになります。その中で、10 a 未満が3戸、20 a 未満の延べ数が123戸、30 a 未満の延べ数が194戸ですので、20 a 未満が1戸不足いたしますが、概ねという範囲では設定できる面積となります。つまり、別段の面積の設定につきましては、直近の農林業センサスデータによると30 a、直近の農家基本調査データによると20 a が設定できるということになります。

続きまして、2ページにお戻りいただきまして、6の平成24年5月総会開催時の下限面積の制定理由でございます。こちらは、農地法第3条第2項において下限面積を都道府県で50aと定めているところを、農地法施行規則に基づき農業委員会が別段の面積を定めることができるとしたところで、世田谷区農業委員会として東京23区で一番最初に別段の面積で設定した理由でございます。後程で結構ですので、ご一読いただければと思います。

続きまして、7、平成25年から令和2年総会開催時の下限面積の審議結果に移らせていただきます。農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。平成27年の2015年農林業センサスにおいては、世田谷区全域の農家43.9%が30a未満の経営耕地面積であり、修正する基準面積に変更はないということ。また、(2)で農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、平成24年度から令和2年度に実施した農地法第30条の定めに基づく利用状況調査——農地パトロールのことです——の結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況であり、当該設定区域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、現行の下限面積を引き下げることは新規就農を促進するために適当と認められない。上記理由により、平成24年に下限面積を設定したときと状況がほとんど変わっていないことから、変更しないこととしているということをご報告させていただきます。

続きまして、3ページをご覧下さい。ここから皆様にご審議いただくに当たって留意する事項ということで触れさせていただきます。

まず、8の(1)農地法に下限面積制限の基準が設けられている理由につきまして、2点ご

ざいます。1つ目、新たに農地を取得した後においても、なお下限面積に満たないような零細経営農家の場合は、多くの場合、農業で自立することはできず、農業の生産性も低く、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいこと。2つ目、限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細な我が国の農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることでございます。また、(2)農地法第3条第2項のその他の許可要件につきましては、主なものとして、①全部効率利用要件、②農作業常時従事要件、③下限面積要件、④地域との調和要件がございますので、それぞれご確認いただければと思います。次に、審議する上で留意いただく3つ目のこととして(3)の優良農地の確保及び農地の分散防止、4つ目として(4)の資産保有を目的とした取得防止ということが挙げられているところでございます。

続きまして、4ページに進めさせていただきます。皆様にご審議いただく後の手続の流れについてです。別段の面積等を変更した場合、その結果を公示する。また、世田谷区のホームページにて公表する。また、別段の面積等を変更しなかった場合にも同様、その結果を世田谷区ホームページで公表するということでございます。

最後に、9ページに参考資料としておつけした中で、まず、1の都内のほかの自治体の設定状況を記載しております。30aと設定しているのは東京23区の中では世田谷区だけです。

2つ目といたしまして、世田谷区において別段の面積を設定するメリットを挙げさせていただいております。(1)別段の面積を設定することにより、少しの可能性ではあるが、農地を集積した農作業の効率化と農業経営安定化、農地保全に寄与することとなること。(2)区内の経営農地は減少を続けており、その主な原因は、相続税等の税負担の問題である。税制等の制度改善のため、国等への要望活動を継続して実施しているところであるが、世田谷区が別段の面積を設定したことは23区内初であり、さらに貴重な都市農地の保全に対するアピールとなる。

最後に3です。世田谷区において別段の面積を設定するデメリットでございます。(1)都市部においては土地の価格が高いため、農地の取得後、他人に転売や貸付け、資産保有のための取得等、法の悪用を図る者が出て、それを見抜けなかった場合、下限面積を設定することにより農地減少を助長してしまうおそれがあるということ。(2)新規就農者が農地取得後に、ある事由で農業経営の継続が困難になった場合、農地が適切に管理されなくな

るおそれがあるということ。以上2点、デメリットについて触れさせていただいております。

駆け足でございますが、事務局の説明は以上となります。

今回の件ですが、実際に、新たな3条で不許可要件ということで最低面積を皆様にも見ていただいておりますが、不許可の例外でただし書というものがあり、集約的に営農が行われる、例えば、二毛作、あるいは1年に2回、その面積を使うといった場合は、30a以下でもトータルで30以上になるという解釈で認めている現状はございます。

事務局からは以上になります。

○宍戸会長 この件について、毎年、この時期に総会において農業委員の皆様にご審議いただく案件であり、先程事務局から説明がありましたとおり、審議いただく1点目は、別段の面積を定める設定区域を世田谷区全域としてよいかということ、2点目は、現在30aとして設定されている下限面積を修正する必要があるかどうかという点です。本件につきましては、年1回のみの審議であり、委員の皆様に慎重に判断していただきたいと思いますので、本日はこの提案内容をお持ち帰りいただき、次回、6月総会時に改めて審議させていただきたいと思っております。委員の皆様は次回までに考えをまとめておいていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしというお話をいただきましたので、それでは、次回に再審議といた します。次回の総会時に志村秀典委員から時計回りで各委員にご意見をいただき、最終的 には挙手により決定したいと思っております。

本件に関してご質問等がありましたらお願いいたします。

○三田委員 事務局の方に1点教えていただきたいんですけれども、参考資料にあります 世田谷区における別段の面積を設定することのデメリットの(3)です。下限面積を設定す ることにより生産緑地の貸借が行われることがあるが、「主たる従事者」は、生産緑地所有 関係者でなく「賃借人」となるため、相続が発生した際に買取り申出の手続ができなくな り、生産緑地の解除ができない事態となるおそれがあるということを、もうちょっと具体 的に説明していただきたいんです。これは、要は生産緑地の賃貸借の要件と日が違うよと、 150日と50日でしたか、そういうところから来るんでしたか。ここがちょっとよく分からな かったので、すみません。

○事務局 貸借円滑化法であれば、主たる従事者として証明書を発行できますけれども、

農地法で貸借をした場合は主たる従事者を発行できないのでというところです。今、「主たる」を取るためにこの契約をするんであれば貸借円滑化法を使ってやるので、問題は発生しないと考えております。

- ○三田委員 恐れ入りますが、これの法的な確認を、つまり、この3の(3)はなくなると解 釈していいかどうか調べておいていただければ。
- ○事務局 分かりました。
- ○海老澤委員 同じ参考資料のところなんですけれども、1の都内の設定状況で、23区内では世田谷区だけが30 a に設定されているということですね。そうすると、あとの23区内にある区はみんな50 a ということですか。
- ○事務局 50 a から変更はないです。
- ○海老澤委員 では、江戸川区とか、葛飾区とか、板橋区はそのままということですね。
- ○事務局 そのままです。
- ○海老澤委員 分かりました。以上です。
- ○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、これをもちまして農地法第3条第2項第5号に規 定する農業委員会が定める面積等についての審議を終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の農業委員辞職の承認についてを協議いたします。本日、岡本宣子委員より、世田谷 区区議会副議長に就任されたこともあり、辞職願が提出されております。農業委員会等に 関する法律第16条により、農業委員の辞職に当たっては、農業委員会の同意が必要となっ ております。つきましては、皆様にお諮りいたします。岡本委員の辞職を承認することに 異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、異議なしと認め、岡本委員の辞職を同意することに決定いたしま した。なお、今後、区長に対しまして、岡本委員の辞職の報告をするとともに後任の委員 の選任を依頼いたします。

それでは、ここで岡本委員よりご挨拶をいただきたいと思います。岡本委員、お願いい

たします。

○岡本委員

(岡本委員 あいさつ)

○宍戸会長 ありがとうございました。

岡本委員におかれましては、農業委員としてのご活躍に対しまして、農業委員会を代表 して心より御礼申し上げます。

次に、(2)の令和3年7月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧下さい。

次回の総会開催日時につきましては、6月24日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室で開催されることが決定しております。7月の開催日時につきましては、7月26日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室、この部屋の予定となっております。

ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、令和3年7月の開催日時については、原案どおりでよろしくお願い申し上げます。

では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。 資料No.7をご覧下さい。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

- ○宍戸会長 質問がないようですので、この件は終了いたします。
 - 続きまして、次第6の報告事項に移ります。
 - (1)から(2)について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.8をご覧下さい。報告事項の1つ目は、ふれあい農園の開催についてです。

「じゃがいも掘り」と「親子で夏野菜の収穫」について実施する予定でおります。周知 方法につきましては、6月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内 をさせていただきます。

続いて、お手元のNo.9をご覧下さい。報告事項の最後は、東京産農畜産物等の放射性物質検査の結果報告でございます。今回は、令和3年5月20日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物については対象となっておりません。

もう1枚、こちらは5月27日に届きましたもので、本日、追加資料としてお配りさせていただいておりますが、世田谷では露地物のダイコンが検査対象となっておりますが、検出限界値未満という数字が出ております。

事務局から報告事項につきましては以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

- ○宍戸会長 質問がないようですので、この件につきましては終了いたします。 続きまして、次第7のその他ですが、何かございますでしょうか。
- ○事務局 それでは、以前ご案内のとおり、区役所の駐車場なんですが、第3庁舎脇、それから裏の方も今日で最後、今日の6時以降は使えないと聞いております。前もお願いしましたが、次回から、大変申し訳ないんですけれども、公共交通機関を使って来ていただくこととなります。昨年、皆さんが就任されたときに交通費、公共交通機関を使ったときの金額についてはお尋ねしておりますので、そのときの表に基づいて交通費は弁償させていただきたいと思います。もしそのときの数字を確認したい、あるいは訂正があるということがございましたら、事務局の方までお伝え下さい。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸会長 ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 以上をもちまして、本日の予定案件は全て終了いたしました。

特にないようですので、本日の農業委員会の総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、髙橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○髙橋会長職務代理者

(髙橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年5月31日(月)開催の第10回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男